

項番	(あ) 諮問	(い) 請求する公文書の件名または内容	(う) 決定	(え) 公文書の件名	(お) 公開しないこととした部分	(か) 公開しないこととした理由、存在しないとした理由又は公開請求を拒否する理由
1	令和元年 8月19日 付け大環 境第180 号	大阪市環境局 A 環境事業センター（平成29年当時、 大阪市環境局 B 環境事業センター）技能労務職 2 級職 員区分の相対評価第3区分該当者全員の絶対評価点を 記載した人事考課シート等資料	平成31年4月 22日付け大環 境第36号 部分公開決定 （以下「 本件 決定 1 」とい う。）	平成29年度人事考課シート（A 環境事業センター 技能労務職 2 級職員区分 の相対評価第 3 区分該当 者21名分）（以下「 本件 文書 1 」という。）	「順位開示欄」「整理番号欄」「採用 年月日欄」「職員番号欄」「歳欄」 「氏名・フリガナ欄」「勤務状況欄」 「業績項目能力項目組織運営項目の各 評価点欄」「被評価者自由記入欄」 「評価者総評価欄」「職務への適正欄」 「面談記録等欄」「評価者記入欄の第 1 次評価者欄」	条例第 7 条第 1 号に該当 （説明） 評価期日欄、評価期間欄、職欄、級欄、職員区分欄、所属・補職欄、職種欄、区分欄、1 次評価点合 計欄、2 次評価点合計欄、相対評価区分欄、評価者記入欄の第 2 次評価者欄、調整者欄以外の部分に ついては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウ のいずれにも該当しないため。 条例第 7 条第 5 号に該当 （説明） 被評価者自由記入欄、評価者総評価欄、職務への適正欄、面談記録等欄の部分については、人事管理に 関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある ため。
				平成29年度人事考課シート（B 環境事業センター 技能労務職 2 級職員区分 の相対評価第 3 区分該当 者 9 名分）（以下「 本件 文書 2 」という。）	「順位開示欄」「整理番号欄」「採用 年月日欄」「職員番号欄」「歳欄」 「氏名・フリガナ欄」「勤務状況欄」 「業績項目能力項目組織運営項目の各 評価点欄」「被評価者自由記入欄」 「評価者総評価欄」「職務への適正欄」 「面談記録等欄」「評価者記入欄の第 1 次評価者欄」「区分欄」「業績項目 能力項目組織運営項目の合計欄」	条例第 7 条第 1 号に該当 （説明） 評価期日欄、評価期間欄、職欄、級欄、職員区分欄、所属・補職欄、職種欄、相対評価区分欄、評価 者記入欄の第 2 次評価者欄、調整者欄以外の部分については、個人に関する情報であって、特定の個 人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも のであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第 7 条第 5 号に該当 （説明） 被評価者自由記入欄、評価者総評価欄、職務への適正欄、面談記録等欄の部分については、人事管理に 関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある ため。
2	令和元年 8月19日 付け大環 境第181 号	大阪市環境局 A 環境事業センター（平成29年当時、 大阪市環境局 B 環境事業センター）業務主任 C 氏 （職員番号： ○）の、平成29年度人事 考課にかかる記録一式	平成31年4月 22日付け大環 境第37号 非公開決定 （以下「 本件 決定 2 」とい う。）	大阪市環境局 A 環境事業 センター（平成29年当 時、大阪市環境局 B 環 境事業センター）業務主任 C 氏（職員番号： ○）にかかる第 2 次評価者メモ（以下「 本 件文書 3 」という。）	全部非公開	条例第 7 条第 1 号に該当 （説明） 本件文書 3 は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、 イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第 7 条第 5 号に該当 （説明） 本件文書 3 は、人事管理に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に 支障を及ぼすおそれがあるため。

項番	(あ) 諮問	(い) 請求する公文書の件名または内容	(う) 決定	(え) 公文書の件名	(お) 公開しないこととした部分	(か) 公開しないこととした理由、存在しないとした理由又は公開請求を拒否する理由
3	令和元年 8月19日 付け大環 境第182 号	1(1)平成29年10月頃に作業員が作業現場でC業務主任から口頭注意された事情に関し、第1次評価者(D監理主任)が、当該作業員ないしC氏以外の業務主任から、当該事情の報告を受けた際、聴取内容を記録したメモ、当該報告に関してやりとりされた電子メール等(以下「 本文書4 」という。) 1(2)第1次評価者の仮評価メモ(平成29年度人事室人事考課制度運用の手引き(以下「手引き」という。))32頁参照(以下「 本文書5 」という。) 1(3)第1次評価者の事実確認シート(手引き33頁参照)(以下「 本文書6 」という。) 1(4)第1次評価者と第2次評価者との間の面談・意見交換にかかるメモ・議事録等(手引き34頁参照)(以下「 本文書7 」という。)	平成31年4月22日付け大環境第38号 不存在による非公開決定(以下「 本件決定3 」という。)			本文書4 (説明) 被評価者の業務取組状況について、作成を義務付けられているものではなく、そもそも作成しておらず、実際に存在しないため。 本文書5 (説明) 第1次評価者の仮評価メモは存在したが、第1次評価者が評価を決定する前の仮評価であり、保存する必要はなくすでに廃棄しており、実際に存在しないため。 本文書6 (説明) 事実確認シートについて、作成を義務付けられているものではなく、そもそも作成しておらず、実際に存在しないため。 本文書7 (説明) 第1次評価者と第2次評価者との間の面談・意見交換にかかるメモ・議事録等について、作成を義務付けられているものではなく、そもそも作成しておらず、実際に存在しないため。
4	令和元年 8月19日 付け大環 境第183 号	平成30年5月22日、同年6月5日、及び同年6月15日に実施されたC氏(職員番号: ○)の平成29年度人事考課にかかる苦情相談にかかる記録一式。ただし次の資料を含む。(1)苦情相談実施記録(2)苦情相談を受け、その後の対応につき検討された会議の会議録、関係者間でやりとりされた電子メール等 申込者C氏の苦情相談回答書(平成30年7月13日付)作製にあたり、回答者E氏が第1次評価者及び第2次評価者に見解を確認し記録したメモ、電子メール等 C氏代理人弁護士らから吉村洋文市長宛送付した平成30年12月18日付、及び平成31年1月15日付「C氏の平成29年度人事考課の件」文書を受け、職員課長E氏名義の平成31年1月28日付回答文書作成にあたり、回答内容につき検討された会議の会議録、関係者間でやりとりされた電子メール等 (以下「 本件請求内容 」という。)	平成31年4月22日付け大環境第39号 公開請求拒否決定(以下「 本件決定4 」という。)			本件公開請求には、特定個人名が記載されており、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人に係る情報等、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報を公開することとなり、かつ、条例第7条第5号の工に規定する情報であり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第9条により、当該公開請求を拒否する。